三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円	
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円	
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円	
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円	
五十五歳以上六十歳未満	六、三一三円	二四、八五九円	
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円	
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円	
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円	

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
一　地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。 二　地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。		一　地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。 二　地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二項及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。	

別表第一

年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一二

三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円	
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円	
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円	
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円	
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円	
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円	
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円	
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円	

別表第一

年度の区分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一二